

事 務 連 絡

平成20年11月26日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局 計 画 課  
振 興 課  
老人保健課

介護ベッド用手すり等の重大事故に係る公表について（注意喚起）

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故については、繰り返し御連絡しているところですが、今般、標記について経済産業省が別添1のとおり公表を行うとともに、別添2のとおり、昨年6月以降同省が公表した重大製品事故うち福祉用具に係るものについて情報提供がありました。

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用等、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこれらの福祉用具が適切に使用され事故等の発生が防止されますよう御理解・御協力いただくとともに、貴都道府県関連部局内、貴管内市町村、関係団体、事業者及び利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いいたします。